

群馬県指定文化財の指定について

令和6年1月31日（水）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ}戸所 ^{たかし}隆）が開催され、重要文化財3件及び重要無形民俗文化財1件の新規指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

- 1 答申（新規指定）が行われた群馬県指定重要文化財等
- 重要文化財 雙林寺 7棟（新規指定）
 - 重要文化財 八幡八幡宮 9棟（新規指定）
 - 重要文化財 後閑家文書（新規指定）
 - 重要無形民俗文化財 春日神社太々神楽の蚕の舞（新規指定）

（参考）

- 群馬県知事は、群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条の規定に基づき県内の重要文化財を群馬県指定文化財に指定することができます。
- 指定に当たっては、同条例第38条第2項の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会に諮問しなければなりません。
- 指定は、県報の告示があった日からその効力を生じます。
- 今回答申された文化財が指定された後の群馬県指定等文化財の件数は次のとおりです。

【群馬県指定等文化財】

種別	重要文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	220	0	7	21	89	2	98	1	1	439

令和5年度 群馬県指定文化財候補

指定種別

重要文化財(建造物)

名称

雙林寺(そうりんじ) 7棟
 (本堂(ほんどう) 1棟、鐘楼(しょうろう) 1棟、
 開山堂(かいざんどう) 1棟、書院(しょいん) 1棟、
 宝蔵(ほうぞう) 1棟、山門(さんもん) 1棟、
 萬松関(ばんしょうかん) 1棟)
 附 棟札(むなふだ) 3枚

所在場所

渋川市中郷 2399-7

所有者

宗教法人 雙林寺(渋川市中郷 2399)

概要

1)由来及び沿革

雙林寺は曹洞宗の寺院で、関東管領・上杉憲実(うえすぎのりざね)(1410~1466)の家宰であった白井城主・長尾景仲(ながおかげなか)(1388~1463、法名は昌賢入道(しょうけんにゅうどう))が開基となり、文安4(1447)年[もしくは宝徳2(1450)年]月江正文禅師によって開山された。大雄山最乗寺(神奈川県南足柄市)の末寺であり、山号は最大山、本尊は釈迦如来である。慶長10(1605)年には幕府から上信越佐四箇国僧録に任じられ、以来幕末まで上野・信濃・越後・佐渡の曹洞宗寺院の統轄を行っていた。雙林寺の直末寺は48箇寺、門葉末派は800箇寺以上にも上り、最盛期には2000人の雲水(修行僧)を抱えたと伝えられる。

子持山南西麓の広大な敷地には。南北軸に萬松関・山門・本堂が配置され、その周囲に鐘楼・禅堂・位牌堂・開山堂・書院・庫裏・裏方丈・宝蔵などが建ち並ぶ。かつては本堂・庫裏・衆寮・鐘楼・山門・禅堂が廻廊で結ばれていたが、昭和39(1964)年6月の火災で禅堂・衆寮を焼失し、昭和57(1982)年に禅堂のみが再建された。県内屈指の大規模寺院であり、禅林七堂伽藍の様相を良好に残している。

境内建物は文化財指定を受けていないが、雙林寺は県指定重要文化財の長尾昌賢木像[昭和30(1955)年1月14日指定]、県指定史跡の鳥酔翁塚[昭和24(1949)年12月20日指定]、県指定天然記念物の大カヤ・千本カシ[共に昭和27(1952)年11月11日指定]など、多数の指定文化財を有している。

2)構造

◎本堂1棟

建築年代 18世紀初頭

構造形式 桁行十一間、梁間七間、入母屋造、瓦棒銅板葺(当初は茅葺)

規模 桁行30.330m、梁間19.190m

(背面・右側面の東司、左側面の二間通り、廻廊は含まず)

備考 背面・右側面の東司、左側面の二間通り、廻廊については近代の後補のため指定対象外とする

入母屋造・瓦棒銅板葺、東西棟で南面して建つ。屋根の妻飾は下部を狐格子、その上を大斗・平三斗で支える虹梁を二重に配置し、壁面は貫表しの白色漆喰塗とする。軒は二軒疎垂木である。本来の屋根は茅葺で、現状の屋根・妻飾・軒形式は昭和27年に茅葺を瓦葺に改修し、平成7(1995)年に瓦棒銅板葺に至ったものである。茅葺時代は寄棟造で、軒は一軒疎垂木であった。

平面は曹洞宗大規模本堂の典型例を示す。すなわち前面に土間(現在は石敷)と広縁(大縁と呼ぶ)を設け、その奥は前列・後列に各四室の計八室を配置し、側面と背面に縁を廻す。柱間寸法は六尺七寸、九尺七寸、十八尺七寸、二十四尺七寸のように、

柱を七寸と想定した六尺疊割の計画と思われる(実際の側柱は六尺五寸～六尺八寸)。

各室は、東から三列目が中心で、前室を大間(外陣)、後列を内陣とし後方に須弥壇を設け背面側を来迎壁とする。内陣両脇の室中・般若堂は、床面を約 20 cm 高い上段とする。室中・般若堂と各々の前列である東序・西序との間仕切は、大間・内陣境より一間後方に設けているが、柱と長押の痕跡から判断すると本来は大間・内陣境と通りを揃えていた。また、般若堂の背面仏龕造作は後世の改造で、室中は上段ではなかった。さらに現状の東端列は前後室を一体化しており、東側の縁も前後列の間仕切が失われているが、いずれの場合も本来の間仕切りは大間・内陣境と揃えていた。

柱は内陣来迎柱、内陣・大間境柱、大間・大縁境柱の計 6 本を上部粽付の円柱とし、その他は面取角柱とする。いずれも礎石建とする。

外周の軸組は面取角柱を指鴨居と貫(頭貫は正面側のみ木鼻付)で固め、柱上は大縁より前方を大斗肘木(絵様刳形付)にて軒桁を受け、大縁より後方は舟肘木にて軒桁を受ける。

土間・大縁の軸組は東西列に対応する入側位置に太い角柱を配して縁框で繋ぎ、柱頂は大斗肘木(絵様刳形付)を備えて入側桁を受ける。また、太い柱の頭貫(木鼻付)は正面軒桁と繋ぐ。さらに前列四室の大縁境の各中央柱に海老虹梁型の大虹梁を架して正面軒桁と繋ぎ、大虹梁は入側桁を受ける。こうして土間・大縁は、入側の太い柱と大虹梁が織りなす豪快な架構が見どころとなる。

各室の軸組は柱を貫で固め長押を取り付けることを基本とする。大間の正面中央間是指鴨居も併用する。内陣の大間境は虹梁型指物と台輪を併用し、台輪上に出組組物を配し、中備は臺股を配す。内陣来迎壁通りは台輪と頭貫(一部は木鼻付で両脇間は虹梁型頭貫)を併用し、台輪上に出組組物を詰組に配置する。出組組物は拳鼻と板支輪を備え、支輪板は浮彫と極彩色を施す。

床は内陣と大縁・側面縁・背面縁が板張で、その他は畳敷とする。床高は前述のように般若堂と室中が上段構えとなるが、当初は西列後室に復原される十八帖のみが上段構えであった。

天井は本堂規模にあわせて高く構える。内陣・大間の天井は格天井として、他の六室は側面縁と共に棹縁天井とする。背面縁は棹縁天井(東半)と化粧屋根裏(西半)を併用する。土間・大縁の入側は棹縁天井であるが大間正面中央のみ一段高く構えて格天井とし、入側周囲三面は化粧屋根裏とする。ただし格天井を高く掲げたのは後世の改造である。

彫刻は内陣・大間境の臺股内部、内陣周辺の天井支輪、及び欄間などに施す。欄間彫刻は、内陣・大間境の素木造(古色塗仕上)彫刻のみが建立当初のものであり、他の彩色欄間彫刻は後補と推定される。当初の欄間彫刻のうち 1 枚の裏面には、寄進者・大工と共に「髓得峯」の墨書がある。彩色欄間彫刻は、「唐獅子と牡丹」を主として「竹に虎」「波に水犀」等がみられ、全体的にまだ薄い透彫で 19 世紀以降に見る厚肉の立体化が進む以前の技法を用い、題材も比較的古風である。雙林寺の『歴代略年譜』には天明 5(1785)年に客殿欄間を新造したとの記録があり、この頃に嵌め込まれた可能性が高い。

本堂の建造年代を示す棟札は残されていないが、『歴代略年譜』23 世の項には「元禄七甲戌年十一月寺中不残回禄、其後建立了而大風ニ而吹潰、直ニ再建立畢」とあり、元禄 7(1694)年の火災で寺の建物はすべて焼失し、その復興したが大風で吹き潰されたので、直ちに再建されたことが分かる。欄間彫刻墨書の「髓得峯」は、24 世住職の得峰徹髓であろう。

上記の資料のほか、大間・内陣境の虹梁型指物にみられる唐草文様の比較的良好よく巻き込んだ渦や簡素で短い若葉、頭貫木鼻や絵様肘木の形状、彫刻が多用されない等の細部手法、建築様式の各種特徴から、本堂は欄間彫刻墨書にみる得峰徹髓在任期間の

18世紀初頭、元禄15(1702)年から宝永5(1708)年の間と推定される。

以上のように、雙林寺本堂は屋根形式や室内間仕切および欄間彫刻の多くに後世の改造や補加が認められるものの、建築当初の規模をよく留め、間取も当初形式が把握でき、八室型大型曹洞宗本堂の典型例として県下最大級で建築年代の古い貴重な存在である。そのため群馬県指定重要文化財としての十分な価値を有すると認められる。

◎鐘楼1棟

建築年代 安永8(1779)年

構造形式 桁行一間、梁間一間、入母屋造、銅板葺(当初は茅葺)

規模 桁行3.830m、梁間3.330m

鐘楼は東西棟の入母屋造で、袴腰付・銅板葺(当初茅葺)であり、山門の東側に所在する。柱を立て登らせて貫と長押で固め、台輪上に出組を置く。擬宝珠高欄として切目縁を廻らし、下層は袴腰とする。軒は二軒繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束笈形付とする。軒支輪は極彩色の菊と水紋の彫刻板支輪、隅組物の尾垂木は蜃の彫刻とする。木鼻は唐草の渦文様を施す。上層四面の開放部には山形の異形虹梁を架ける。

鐘楼には当初の棟札が残されており、安永8(1779)年に岸豊後守積保によって建造されたことが記されている。岸豊後守積保は群馬郡金井村(現在の渋川市金井)の大工で、千賀戸神社本殿[昭和村椽久保、明和4(1767)年]、妙義神社総門[富岡市妙義町、安永2(1773)年、国重文]、宝幢院本堂[伊勢崎市連取元町、安永3(1774)年]を大棟梁として手がけている。

◎開山堂1棟

建築年代 元治元(1864)年

構造形式 桁行五間、梁間三間、寄棟造、棧瓦葺(当初は茅葺)

規模 桁行9.565m、梁間6.780m

備考 南面東側の突出部は後補であるが、古い持期のため指定に含む
渡り廊下・階段は近代の後補のため指定対象外とする

開山堂は南北棟の寄棟造妻入で、屋根は瓦葺(当初茅葺)である。本堂西側背面の山腹に立地し、渡り廊下・階段で本堂と接続している。平面は外陣・内陣の二室で構成され、内陣の背面壁中央部に接して須弥壇を置き、須弥壇両脇・両側面壁に沿って歴代住職の位牌を安置する壇を備える。

軸部は土台を設け、柱を立て舟肘木・貫・軒桁で固める。軒は一軒疎垂木とする。内部は来迎柱通りを円柱・虹梁・台輪で固め、中央間のみ中備を置く。また、内外境通りは柱・貫(中央間は虹梁)で固める。柱間装置は外陣中央間を開放、内陣出入口は棧唐戸、他は内外部とも白漆喰壁(一部は彫刻欄間または窓付)とする。

開山堂の建造年代を示す棟札は残されていないが、『最大山雙林寺誌』[雙林寺、平成8(1996)年]の巻末年表には、元治元(1864)年に「開山堂建て直し総彩色」との記述がある。内外陣境の虹梁にみる渦蔓若葉の絵様、彫刻欄間の細部様式等の年代観とも合致する。

なお、来迎柱通りは他の部分と比較して、材質、虹梁の唐草絵様、極彩色の組物や墓股等、様相が異質である。比較的巻き込んだ唐草絵様の渦、彫刻が枠から飛び出していない古風な墓股から、本来は18世紀中期の前身建物の部材であり、現在の姿はそれを組み込んだものと推定される。

◎書院1棟

建築年代 文化6(1809)年

構造形式 桁行十二間(西側)、梁間六間、平屋建(一部に二階あり)、

寄棟造、棧瓦葺（当初は茅葺）
規 模 桁行（側面）20.203m（指定対象外の部分を含む）、
梁間（正面）12.525m

備 考 背面の縁・東司、渡り廊下は近代の後補のため指定対象外とする。

書院は南北棟の寄棟造妻入で、本堂背面の東側に南面して立地する。南側は本堂の東側縁と、西側は裏方丈と渡り廊下で接続する。なお、書院西側には見事な池泉鑑賞式の方丈庭園、東側には裏庭を設ける。

平面は二列各三室の計六室からなり、下手にさらに二室を付設し、四方には縁を巡らせる。天井は縁の化粧軒裏を除き棹縁天井とする。西側最奥部のツルノマは上段の間、マツノマの二室は中の間、ウメノマは控えの間としての機能を有していると考えられる。ツルノマは床・棚・書院、その東側に並ぶゴシュインノマは床・棚を備える書院造の座敷とする。ゴシュインノマの襖絵は金井烏洲（1796～1857、境島村出身の南画家）の筆による。

なお、炉ノヘヤ・首座の間・ウメノマの建立当初の間仕切は、柱や梁に残る痕跡から現状と異なることが分かる。また、縁については、当初は濡れ縁であった。

首座ノマ・炉ノヘヤの上部は二階とする。この部分は迦葉山弥勒寺（沼田市上発知町）の山主をお迎えする部屋と伝えられ、床の間付き・八畳の一室、六畳・五畳各一室の計三室によって構成され、その南面・東面には縁を設ける。この部分からは裏庭を鑑賞することができる。

書院の建造年代を示す棟札は残されていないが、『歴代略年譜』39世の項には文化6（1809）年に「新書院」が新造されたとの記述があり、これが書院に相当すると考えられる。間越欄間の板切抜き彫刻、建築の細部様式とも矛盾しない年代観である。

◎宝蔵1棟

建築年代 寛政7（1795）年上棟、寛政8（1796）年竣工
構造形式 桁行二間半（西側）、梁間二間、二階建、切妻造、棧瓦葺
※間は一間を約六尺とした表記である

規 模 桁行 4.825m、梁間 3.925m

宝蔵は南北棟の切妻造平入で、置き屋根形式の棧瓦葺の土蔵である。裏庭に西面して立ち、渡り廊下で本堂東側縁に接続し、北面は裏方丈と接続する。外部は東面と南面の腰を海鼠壁。その他を白漆喰塗とし、窓は二階中央部に設ける。出入口は二重で、外側を漆喰引戸、内側を樗戸（上部は堅格子）の引戸とする。窓は外部を漆喰引戸、内部を鉄格子、その奥を板戸とする。内部は一階・二階とも床を板敷とし、壁は柱を三尺ごとに立て板壁とする。

宝蔵の建築年代は棟札より寛政7（1795）年上棟であることが分かる。棟札によれば大工は岸豊後守盛次であり、鐘楼を建造した岸豊後守積保の系譜を引く人物と推定される。

◎山門1棟

建築年代 18世紀初頭
構造形式 五間一戸（背面は上層六間、下層は三間）の二重門
入母屋造、銅板葺（当初は茅葺）

規 模 桁行 13.360m、梁間 7.590m

山門は東西棟の入母屋造であり、萬松閣の北側、切石基壇上に南面して立つ。当初は茅葺であったが、瓦葺を経て現状では銅板葺としている。軸部は円柱を立て（上層は柱間を透減）、上層は貫と台輪、下層は貫で固め、組物は中央間のみ詰組とし上層は尾垂木付四手先、下層を尾垂木付二手先、中備は下層、上層とも臺股（下層は部分

的)とする。軒支輪は上層を蛇腹支輪、下層を彫刻板支輪、軒は上層を二軒半繁垂木、下層を一軒半繁垂木とする。妻飾は現在漆喰塗とするが、当初は大瓶束笈形付である。上層は四周に切目縁を廻らし擬宝珠高欄を据える。

柱間装置をみると、上層は正面中央間を中折れの棧唐戸（上部は格子）、その両脇間は板壁に火灯窓、両端間は豎格子、両側面は板壁とする。下層は仁王像の正面と側面を金剛柵、仁王像の背面通りを板壁（中央間は開放）、両側面を中央間開放、その他を板壁。背面は全て開放とする。

内部については、上層は中央部後方に須弥壇、その両脇後方に脇壇を置く。組物は出組、中備は臺股、天井は格天井、須弥壇部は折り上げ格天井とする。

全体的に彩色はなく素木造とし、彫刻は上層中備の臺股内部、下層の獅子鼻・獏木鼻、水紋の彫刻板支輪、正面中央間の力神、上層外部と下層内部の臺股に用いる程度であり、落ち着いた意匠の外観を呈する。なお、力神像は「山門小僧」として「雙林寺七不思議」の一つに数えられる。

山門は建造当初の棟札を残していないが、『歴代略年譜』26世の項には享保3(1718)年に山門建立に取り掛った旨が記載されている、全体的に落ち着いた意匠、下層正面虹梁の絵様みる比較的よく巻き込んだ渦と簡素な若葉、控え目な彫刻等の建築様式からみて、18世紀初頭の建造は妥当と考えられる。

◎萬松関 1棟

建築年代 18世紀後半

構造形式 一間一戸、側面（本柱と控柱間）の向唐門、銅板葺

規模 正面（本柱間）3.820m、側面 2.715m

萬松関は山門南側に南面して立ち、平素は「開かずの門」とされ、特別な訪問者・特別な行事の際のみに使用された。本柱は円柱、控柱は角柱で、柱は正面を虹梁、側面は貫で固め出組を置く。中備は臺股、軒支輪は彫刻板支輪、軒は一軒疎垂木とする。妻飾は大瓶束・彫刻嵌込みとする。

彫刻は臺股、木鼻（象鼻・獅子鼻）・軒支輪（水紋）・妻飾（菊と水紋）・兎の毛通し（正面は亀、背面は鶴）・降り懸魚などに見られ、これらに極彩色を施す。破風板・妻飾虹梁・組物・木鼻・貫（側面・背面）は朱塗とし、柱・虹梁・扉は素木とする。なお、背面側兎の毛通の鶴は、「山門の鶴」として「雙林寺七不思議」の一つに数えられる。

建造当初の棟札を残していないが、扉上の虹梁にみられる唐草絵様等の細部様式から18世紀後半期の建造と推定される。

正面の掲額「萬松関」は、39世の梅谿東天によるものである。なお萬松関の雅称は、日本曹洞宗の開祖である道元禪師が学んだ太白山天童寺（中華人民共和国浙江省）の「十景」の一つ、「萬松関」に由来するものと考えられる。

○（附）棟札 3枚

境内建物の造営に関する棟札である。

- ・棟札 1 安永 8 (1779) 年 鐘楼棟札 1 (1枚)
記「鐘楼堂奉造立」
残存高 1480mm、最大幅 265mm、厚 13mm
- ・棟札 2 安永 8 (1779) 年 鐘楼棟札 2 (1枚)
記「最大山雙林禪寺鐘楼并大鐘記」
総高 814mm、肩高 794mm、上幅 153mm、下幅 142mm、厚 10mm
- ・棟札 3 寛政 7 (1795) 年 宝蔵棟札 (1枚)
記「上梁 奉請主蔵大善神」

総高 760mm、肩高 727mm、上幅 207mm、下幅 226mm、厚 15mm

3) 指定理由

- ① 雙林寺は県内有数の寺格と伽藍規模を有する曹洞宗寺院であり、江戸時代以来の建造物群と伽藍配置を良好に残し、一体の伽藍として高い価値を有している。
- ② 本堂は 18 世紀初頭に遡り、八室型大型曹洞宗本堂の典型例として県下最大級で建築年代の古い貴重な存在である。
- ③ 鐘楼は 18 世紀後期に遡るもので、棟札により建造年代・大工が明確である。
- ④ 独立した建物としての開山堂を建てる寺院は数少なく、かつ江戸末期の事例として重要である
- ⑤ 書院は県・市町村の文化財指定を受けている書院建築と比較しても、最大規模かつ最古級である。また、寺院建築における数少ない書院としても貴重である。
- ⑥ 伽藍の一つとして 17 世紀後期の宝蔵を残す事例は稀少である。
- ⑦ 山門は寺格に相応しく、県内でも屈指の規模である。
- ⑧ 萬松関は県内でも数少ない向唐門である。
- ⑨ 附とする棟札の記載から、鐘楼・宝蔵の建造年代・大工が明確である。また、鐘楼については建立経緯が詳述されている。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第 7 号の (3) (5) に該当する。

第 1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

(3) 歴史的価値の高いもの

(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの



本堂 正面（南から）



本堂 側面（南東から）



本堂内部 大縁（東から）



本堂内部 外陣（南東から）



鐘楼 外観（西から）



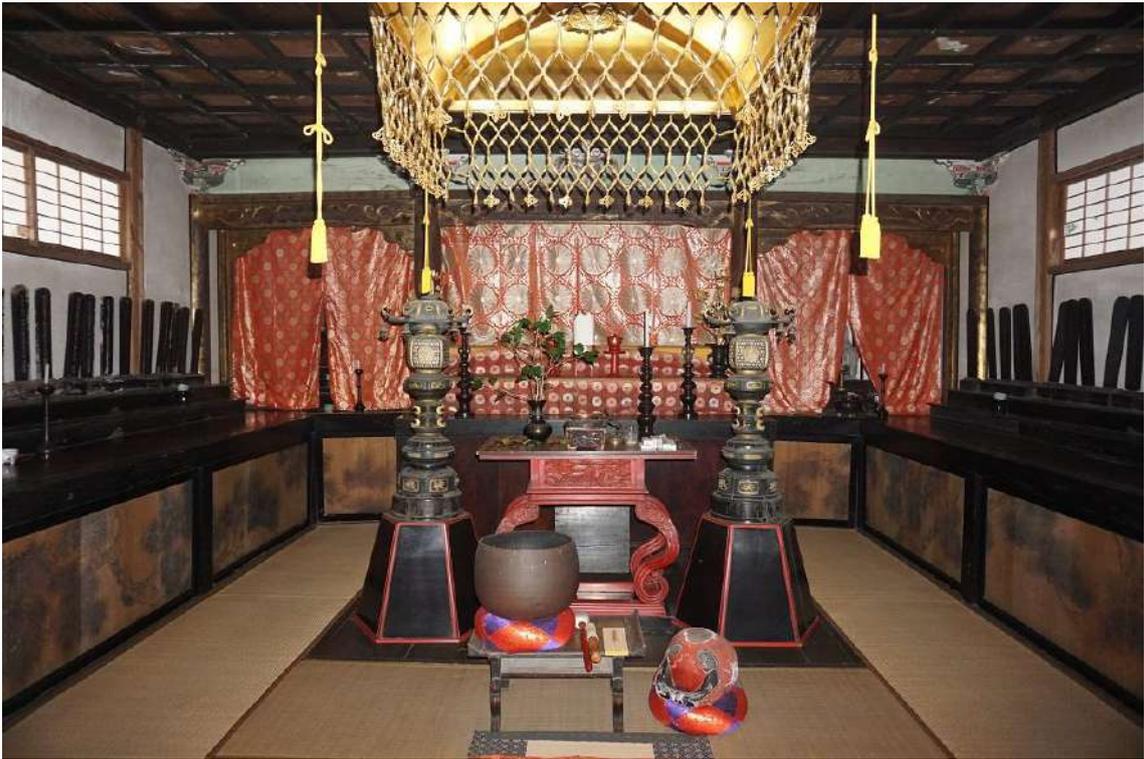
鐘楼 側面（北西から）



開山堂 外観（南西から）



開山堂 外観（北西から）



開山堂内部 内陣（南から）



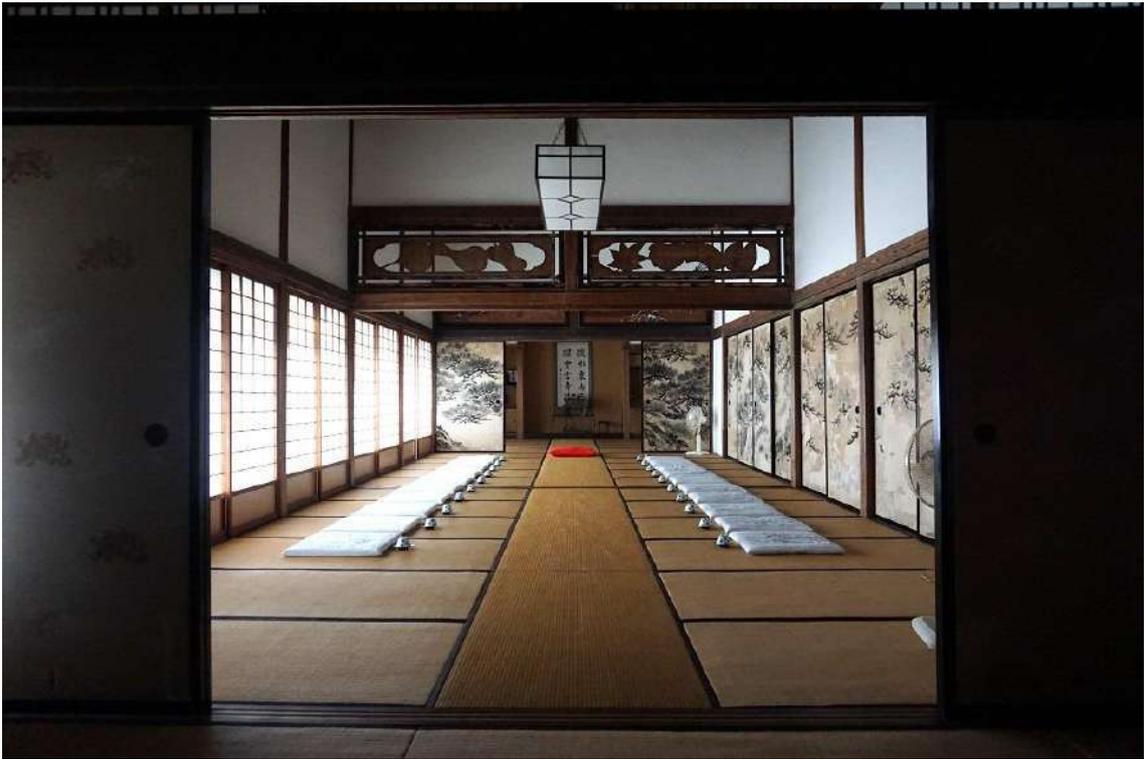
開山堂内部 組物・天井画（南西から）



書院 外観（西から）



書院 外観（北東から）



書院内部 マツノマ・ツルノマ (南から)



書院 ゴシュインノマ襖絵 (金井烏洲) (北から)



宝蔵 側面（南西から）



宝蔵 外観（東から）



山門 正面（南から）



山門 側面（南西から）



山門正面の力神像（山門小僧）（南から）



萬松関 正面（南から）



萬松関 側面（南東から）



萬松関 装飾（北から）



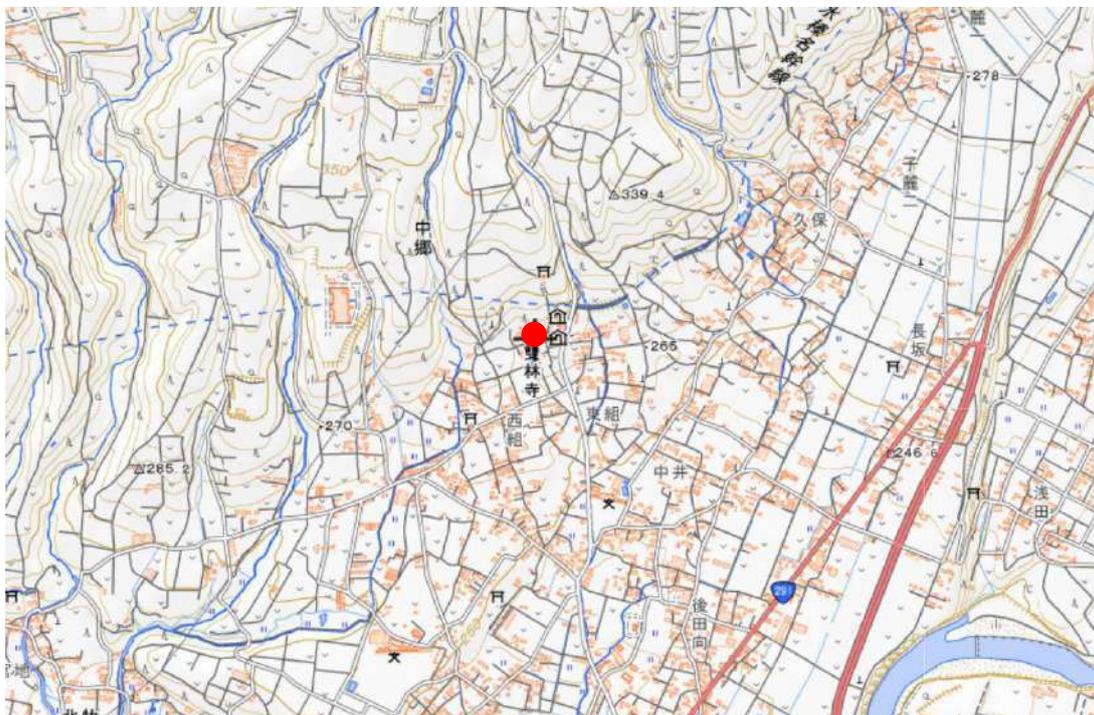
附 棟札 1 鐘楼棟札 1
安永 8 (1779) 年



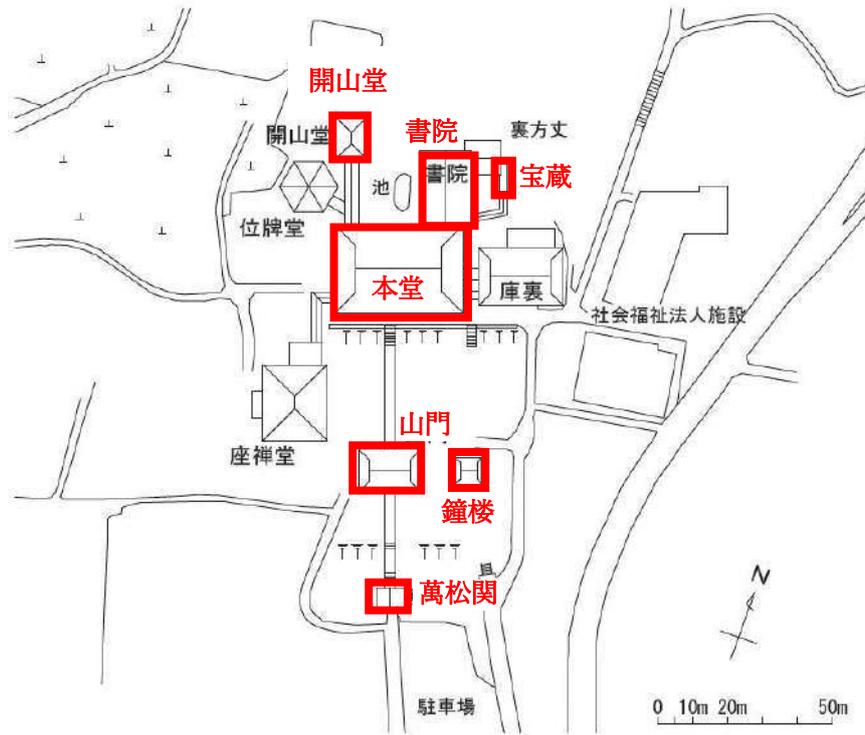
附 棟札 2 鐘楼棟札 2
安永 8 (1779) 年



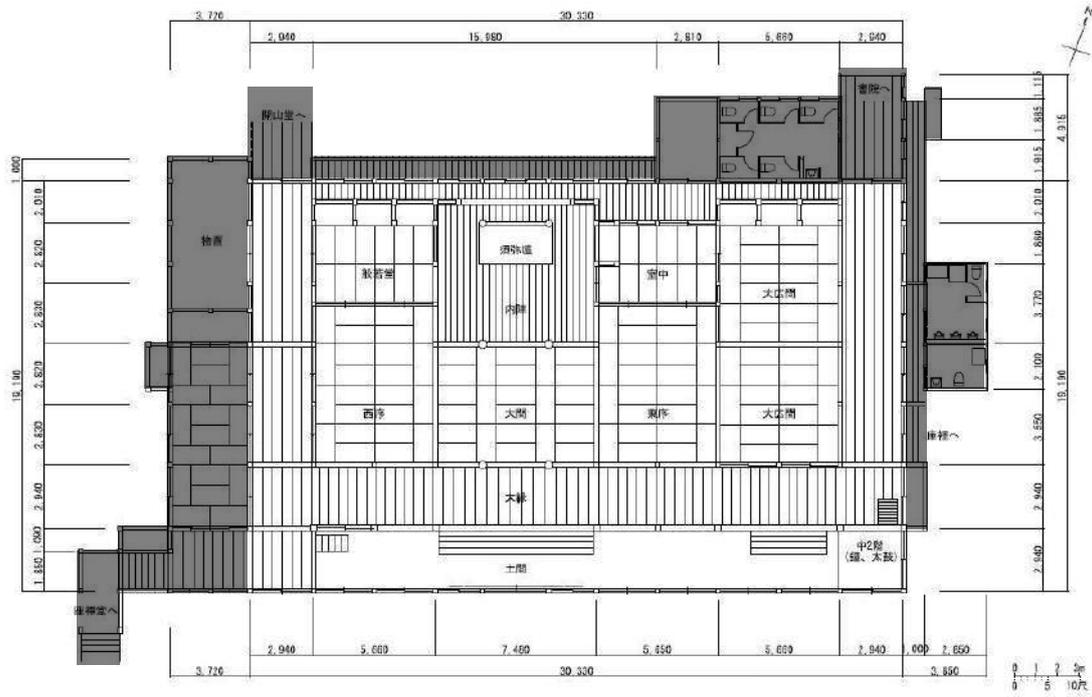
附 棟札 3 宝蔵棟札
寛政 7 年(1795)



雙林寺 位置図

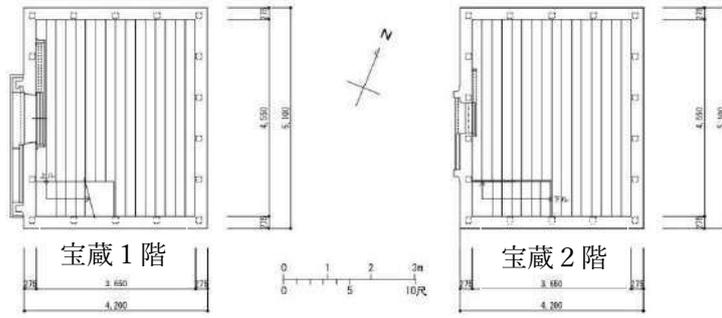


雙林寺 境内図

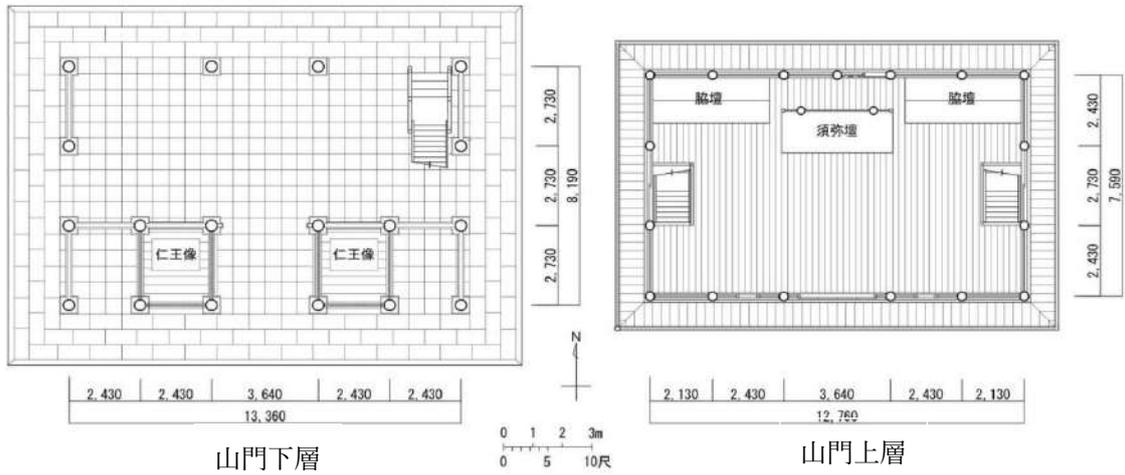


※灰色部分は指定対象外

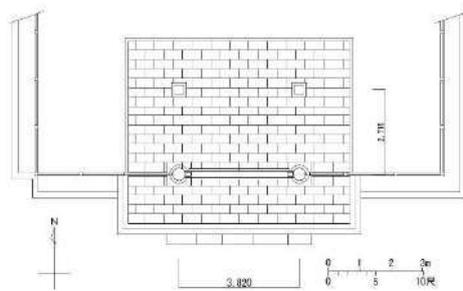
本堂 平面図



宝蔵 平面図



山門 平面図



萬松関 平面図

令和5年度 群馬県指定文化財候補

指定種別

重要文化財(建造物)

名称

八幡八幡宮（やわたはちまんぐう）9棟
 （本殿・幣殿・拝殿（ほんでん・へいでん・はいでん）1棟、
 神楽殿（かぐらでん）1棟、鐘楼（しょうろう）1棟、
 神門（しんもん）1棟、随神門（ずいしんもん）1棟、
 境内社天満宮社殿（けいだいしゃてんまんぐうしゃでん）1棟
 境内社東照宮本殿（けいだいしゃとうしょうぐうほんでん）1棟、
 境内社地主稻荷神社本殿（けいだいしゃじぬしいなりじんじゃほんでん）
 1棟、
 境内社日枝神社本殿（けいだいしゃひえじんじゃほんでん）1棟）
 附 宮殿（くうでん）1基、
 八幡宮社頭造営之図（はちまんぐうしゃとうぞうえいのず）
 1舗、
 棟札（むなふだ）4枚

所在場所

高崎市八幡町 655-1

所有者

宗教法人 八幡宮（高崎市八幡町 655）

概要

1)由来及び沿革

八幡八幡宮は天徳元（957）年に京都の石清水八幡宮を勧請したことに始まると伝えられる。上野国一社八幡宮とも称され、古くより武家の守り神として崇敬を集めてきた。祭神は菅田別尊、息長帯姫命、玉依姫命である。

八幡大門交差点から北上して大鳥居を潜ると参道となり、境内正面に建つ神門に辿り着く。神門を過ぎ石段を上り切ると随神門に至るが、その先は平坦な境内地となり、権現造の本殿・幣殿・拝殿を始めとした多くの境内建物が林立し、その北側には鎮守の森が広がる。平成10（1998）年2月27日には本殿・幣殿・拝殿が、令和5（2023）年8月1日には神楽殿ほか境内建物7棟が、高崎市の重要文化財に指定されている。このほかにも、県指定重要文化財〔昭和31（1956）年6月20日指定〕の算額など、多くの文化財を有している。

2)構造

◎本殿・幣殿・拝殿1棟

建築年代 本殿・幣殿 宝暦7（1757）年

拝殿 安永8（1779）年

構造形式 本殿・幣殿・拝殿が複合した権現造

本殿 桁行三間、梁間二間、向拝三間、
 入母屋造正面千鳥破風付、銅板平板葺（当初は柿葺か）

幣殿 桁行三間、梁間一間、両下造、
 銅板平板葺（当初は柿葺か）

拝殿 桁行七間、梁間 右側面一間・左側面二間、
 入母屋造正面千鳥破風付、向拝一間軒唐破風付、銅板瓦棒葺

規 模 本殿 桁行 5.689m、梁間 3.610m

幣殿 桁行 5.961m、梁間 5.689m

拝殿 桁行 18.991m（両側面の下屋を除く）、梁間 4.685m

備 考 拝殿両側面の下屋の出については指定範囲に含む

本殿

東西棟の入母屋造平入で南面して建つ。身舎の四方に切目縁を巡らし、側面に脇障子、正面には木階を設ける。側面・背面の三方に芻高欄を廻し、登高欄は擬宝珠高欄とする。平面は奥の間通りを約 1.1m 高くし、棚形式で三神を祀る。

軸部は円柱を貫と長押で固め、正面三間を両開き板戸、側背面を板壁とする。円柱の柱頭部には金欄巻を施す。組物は外部を三手先、腰を四手先、内部を二手先とする。中備は外部を臺股、内部は間斗束とする。軒は二軒繁垂木で、支輪は二重の彫刻板支輪。妻飾は虹梁大瓶束笈形付とする。向拝は面取りの角柱を水引虹梁で固め、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。

建造当初の装飾は、内法上部の軒下・柱頭部の金欄巻、彫刻部の極彩色で、身舎壁面には彩色画を施す。彫刻は向拝側壁面に施すが身舎壁面にはなく、脇障子や手挟、海老虹梁の手肘木、臺股内部等にみられる。装飾が控えめで構造形式を前面に出しており、装飾化の過程を示す建物として大変貴重である。なお、身舎の脇障子は文化元（1804）年のもので、向拝の壁面の彫刻も同時期の後補と考えられる。

本殿は建造当初の棟札を残しており、これによれば宝暦 5（1755）年 4 月 9 日に 斬初（起工）、宝暦 7（1757）年 2 月上棟を行っている。大工棟梁は群馬郡和田山村の松本主水藤原榮貞である。

幣殿

南北棟の両下造である。平面は手前二間と奥一間を建具で分ける。両者の床には段差があり、奥一間が 1.13 尺（約 34cm）高い。床下の部材や痕跡から、長押・鴨居・建具は後補であるが、床の高低差は当初からと推定される。なお、幣殿と拝殿の小屋束の番付が分離していること、幣殿最前列の柱脚南側や土台南端に痕跡があること、拝殿小屋裏に幣殿の彩色した垂木と切断した枯木がみえること等から、当初は拝殿側に一間程度の向拝相当部分があった可能性が高い。

軸部は丸柱を土台に立て、切目長押・内法長押・頭貫で固める。正面三間を両開き板戸、側背面を板壁とする。桁行三間両側の中央間は棧唐戸、その他は火灯窓とする。組物は外部を二手先、内部を出組とし、内部丸柱の金欄巻と内部組物には極彩色を施す。軒は二軒繁垂木で、軒支輪・天井支輪とも極彩色の彫刻板支輪とする。天井は格天井とし格間を彩色画で埋める。

棟札はないが、痕跡等から本殿と同時期の建築とみられる。

拝殿

東西棟の入母屋造平入で南面して建つ。平面は正面中央三間を土間（石敷）、右端二間を「御祓い所」（拭板張）、左端二間を「御番所」（畳敷）とする割拝殿の形式である。「御番所」はかつて社務所として使われていたと伝えられる。

軸部は正面側を石場建てで角柱、背面側と内部を土台上に円柱を立て、切目長押・内法長押・頭貫で固める。

桁行は幣殿側柱通りに、端部を籠彫の持送りで支える成の高い虹梁を二筋架ける。組物は外部を二手先、内部を出組で、軒は二軒繁垂木、軒支輪は彫刻板支輪である。天井は格天井で、中央部は大格間とし彩色画を施す。妻飾は虹梁大瓶束笈形とする。

向拝は礎石と礎盤に角柱を立て、籠彫の手肘木付きの水引虹梁を渡し、籠彫の木鼻を付す。水引虹梁の絵様は波模様の渦と若葉の浮彫とする。身舎とは龍の丸彫の繋虹梁で繋ぎ、龍の頭部を向拝正面の木鼻とする大胆な意匠とする。繋虹梁上部には透彫の手挟を付ける。唐破風の正面妻面には浮彫絵様の虹梁を架けるが、彫刻を嵌め込んでいない。彫刻部分には極彩色を施し、他は檜の素木造とする。

拝殿は棟札を残していないが、彫刻裏面に残された墨書等から安永 8（1779）年頃に建造されたとみられる。大工は八幡村の新井金左衛門である。

◎神楽殿 1 棟

建築年代 享保 12 (1727) 年
構造形式 桁行五間 (背面下屋を含まず)、梁間 正面一間・背面二間、
入母屋造、銅板葺、手摺付高床式舞台

規 模 桁行 8.333m、梁間 3.880m

備 考 背面下屋一間通りは、近代の候補のため指定対象外とする

南北棟の入母屋造で、拝殿手前の東側に立地する。昭和 42 (1967) 年の台風の際、倒木の直撃を受けて倒壊し、その翌年に当初材を極力使用して復元したものである。

北側を吹放ちの舞台、南側を楽屋とし、舞台の三方には持送り板・組物併用で支える刎高欄付の切目縁を廻す。舞台の軸部は円柱を貫などで結び、組物は三斗、中備は藁股とする。内部は板敷、天井は格天井である。楽屋の軸部は角柱で、組物は舟肘木とする。軒は一軒半繁垂木である。

当建物は棟札を残していないが、過去の修理時に天井板から「享保十二丁未正月」の墨書が発見されたと伝えられる。正面丸桁や縁を支える持送り板にみる唐草絵様の比較的良好巻き込んだ渦、厚く上方に反った古風な拳鼻といった細部様式の年代観とも合致することから、建築年代は墨書の享保 12 (1727) 年と考えられる。

◎鐘楼 1 棟

建築年代 天明 2 (1782) 年上棟、天明 4 (1784) 年竣工

構造形式 桁行一間、梁間一間、入母屋造、亜鉛鉄板葺 (当初は柿葺)

規 模 桁行 3.600m、梁間 3.600m

鐘楼は東西棟の入母屋造で、下層は鉄板張で袴腰形式をとり、上層は刎高欄の縁を四周に巡らし、縁は持ち送り板で支える。軸組は内転びの丸柱を立て、貫と台輪で固める。組物は三斗、中備は平三斗、軒は二軒半繁垂木である。妻飾は虹梁大瓶束笈形とする。

建造時の棟札 2 枚を残しており、天明 2 (1782) 年上棟、天明 4 (1784) 年竣工であることが判明している。

本来は仏教関連の建物であり、近世における神仏習合の信仰を物語っている。廃仏毀釈から逃れるため、明治期には「鼓楼」と呼ばれていたと伝えられる。

◎神門 1 棟

建築年代 18 世紀後期～19 世紀前期

構造形式 三間一戸の八脚門、切妻造、銅板平板葺

規 模 桁行 7.500m、梁間 4.610m

神門は切妻造の東西棟で、境内入口に立地している。明治期の廃仏毀釈以前には「仁王門」と呼ばれており、両脇間の前間には現在も仁王像を祀っている。中央間を石敷の通路とし、両脇間後間は通路側と背面側を吹放ちの土間とする。

角形礎石上に本柱・控柱を立て、地覆・貫で固め、桁行の正面三間・背面中央間に虹梁を架ける。組物は出組とし中備は設けていない。天井は格天井である。軒は二軒半繁垂木、妻飾は組物・虹梁併用大瓶束笈形である。

神門は当初の棟札を残していないが、細部様式から 18 世紀後期～19 世紀前期と推定される。

本来は仏教関連の建物であり、近世における神仏習合の信仰を物語っている。

◎随神門 1 棟

建築年代 18 世紀前期

構造形式 三間一戸の八脚門、切妻造 (向くり屋根)、鉄板平板葺

規 模 桁行 7.637m、梁間 3.060m

切妻造の東西棟で、神門を通過して石段を登り切った場所に、南面して立地している。中央間を石敷の通路とし、両脇間は前間に神像を祀り、後間は通路側・背面側を吹抜ちの土間とする。中央間は土台上の木製礎盤に円柱、脇間外側は土台二円柱を立て貫で固める。組物は中央間を出組、脇間は舟肘木とし、中備は中央間を三斗、二重貫の間に臺股を置く。軒は向くりのある一軒半繁垂木で、妻飾はない。

中央間部分は丸桁・屋根を除いて当初の姿を留めており、虹梁に唐草絵様がなく、臺股や木鼻の様式が古風であることから、この部分のみ 16 世紀に遡る可能性がある。随神門の建造に関わる棟札は残されていないが、南面玉垣基礎に宝暦 5 (1708) 年の刻銘があり、この頃に両脇間が追加され、現在の姿になったと考えられる。この年代観は両脇間の細部様式とも整合している。

◎境内社天満宮社殿 1 棟

建築年代 享和元 (1801) 年

構造形式 方三間、入母屋造、向拝一間軒唐破風付、銅板葺 (当初は柿葺か)

規 模 桁行 5.589m、梁間 5.840m

構造は三間堂で、東西棟の入母屋造妻入であり、神楽殿の北東側に立地する。建造当初は、八幡神 (誉田別命) の本地仏である阿弥陀如来を祀る本地堂 (阿弥陀堂) であった。明治初年の神仏分離による廃仏毀釈によって天満宮に変更され、さらに蚕養神社と変わり、現在は天満宮と称している。

外部は切目縁を四方に廻らす。内部は一室空間とし、最奥部中央に須弥壇を設え、壇上には宮殿を安置する。正面三間を薜戸、両側面の手前一間を引き違い舞良戸とし、他を板壁とする。軸部は円柱を切目長押・内法長押・頭貫・台輪で固め、組物は外部を三手先、内部を出組とし、中備は用いない。軒は二軒繁垂木、軒支輪は三重の彫刻板支輪とする。妻飾は虹梁大瓶束笈形である。天井は格天井で、天井支輪は一重の彫刻板支輪とする。彫刻部分には極彩色を施している。

当建物には享和元 (1801) 年の屋根葺きの棟札が残り、そこに「新堂奉葺 御本地堂」と記載されていることから、同年の建造と考えられる。

本来は仏教関連の建物であり、近世における神仏習合の信仰を物語っている。

◎境内社東照宮本殿 1 棟

建築年代 17 世紀後期～18 世紀前期

構造形式 一間社流造、向拝付、銅板葺

規 模 正面柱間 1.706m、側面 1.530m

本殿西側に南面して立地する。明治期には疱瘡神が祀られていた。本殿は一間社流造で正面・側面の三方に刎高欄付の切目縁を廻らし、脇障子を置く。正面には登高欄付の木階と浜縁を設ける。

軸部は円柱を長押・貫で固め、正面に棧唐戸を吊り、側背面は板壁とする。組物は身舎を三斗積上変形、向拝は出三斗積上変形とし、中備は身舎を蓑付撥束、向拝を臺股とする。軒は二軒繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束笈形である。彫刻を多用していない点が特徴的である。

東照宮については建造当初の棟札が残されていない。向拝の象鼻、切込みの入った古風な木鼻、反りの少ない海老虹梁、唐草絵様のない虹梁等の細部様式から、建築年代は 17 世紀後期～18 世紀前期と推定される。

◎境内社地主稻荷神社本殿 1 棟

建築年代 安永 4 (1775) 年
構造形式 一間社流造、唐破風向拝付、柿葺
規 模 正面柱間 0.936m、側面一間 0.770m
備 考 覆屋で保護されている（覆屋は指定対象外とする）

地主稻荷神社は、八幡八幡宮の創立以前から当地に鎮座していた地主神を祀ったものと伝えられている。境内建物群から少し離れた鎮守の森の中に立地し、本殿は覆屋で保護されている。

本殿は一間社流造で四方に刎高欄付の樽縁くればんを廻らし、脇障子を置く。正面に登高欄付の木階と浜床・浜縁を設ける。軸部は円柱を長押・貫で固め、正面に棧唐戸を吊り、側面・背面は板壁とする。組物は身舎を三手先（腰は二手先）、向拝を連三斗積上変形とする。中備は身舎を藁股とし、向拝には「猩々しょうじょう」の彫刻が充填される。軒は二軒繁垂木、軒支輪は彫刻板支輪、妻飾は二重虹梁大瓶束笈形である。

建造に関わる棟札を残していないが、基礎亀腹に安永 4 (1775) 年の刻銘が残る。この年代は、2 対の手挟、虹梁を支える手肘木、脇障子・虹梁の浮彫、彫刻を多用するといった建築様式の特徴とも合致する。

◎境内社日枝神社本殿 1 棟

建築年代 延享 4 (1747) 年
構造形式 一間社春日造、向拝付、板葺
規 模 正面柱間 0.606m、側面一間 0.500m
備 考 覆屋で保護されている（覆屋は指定対象外とする）

境内建物群の西側、地主稻荷神社の参道入口に立地する。本殿は一間社春日造で正面・側面の三方に刎高欄付の切目縁を廻らし、脇障子を置く。正面に登高欄付の木階と浜縁を設ける。軸部は円柱を長押・貫で固め、正面に板戸を吊り、側面・背面は板壁とする。組物は身舎を出組、向拝は連三斗とする。中備は身舎が詰組、向拝が藁股である。軒は二軒繁垂木、軒支輪は蛇腹支輪、妻飾は大瓶束笈形である。地紋彫のある板状の手挟、向拝の杵から飛び出た彫刻の藁股など、装飾化は一部にみられるが、彫刻を多用する初期段階の建築様式を呈している。

建造に関わる棟札を残していないが、身舎床裏に「□享四□□六月」の墨書があり、これが延享 4 (1747) 年を指すとみられる。建築様式の特徴とも合致する。

○（附）宮殿 1 基

建築年代 享和 3 (1803) 年
構造形式 方一間、正面入母屋造、軒唐破風付、板葺（瓦棒型）
規 模 桁行 0.788m、梁間 0.606m
備 考 境内社天満宮社殿内部の須弥壇上に安置

円柱を土台建てとし、頭貫・長押・台輪で固め、正面に棧唐戸を開き、側背面は板壁とする。組物は三手先（正面は詰組）とし、軒は二軒繁垂木である。正面入母屋根の降棟先端は、巻き込んだ蕨手とするが、神輿等にみられる表現である。彫刻は拳鼻、極彩色の彫刻板支輪の軒支輪にみる程度で、全体的に控え目な印象を受ける。柱・組物・棧唐戸鏡板・破風板等を漆箔仕上とし、壁面・長押・垂木・屋根等を黒漆塗、琵琶板を朱漆塗と塗分ける。内部は一室とし、壁と天井（棹縁）は素木仕上とする。

正面扉上壁面に「享和三癸亥年八月吉日 法印惠隆代 棟梁當村 新井源之丞轉重」の墨書が残る。このことから、天満宮社殿建造の 2 年後、享和 3 (1803) 年に製作されたことが分かる。

○（附）八幡宮社頭造営之図 1 舗

本殿・幣殿・拝殿の側面図に彩色を施した絵図で、縦 1.410m×横 2.560mである。縦 5 段、横 12 段に折りたたみ再表装され、『八幡宮繪図』（縦 23.0cm×横 21.4cm）の表紙が付く。

造営図裏面には、冒頭（右端）に宝暦 5（1755）年から始まる 1 行と、筆跡が異なり後年に書き加えられたと推定される、別当から始まる嘉永元（1848）年の墨書がみえる。また「松本主水栄貞図之」との記名があり、本殿造営時の大工棟梁である松本主水栄貞が作図したことが分かる。

造営図と実際の建物を比較すると、造営図は本殿・幣殿・拝殿すべてに彩色を施すが、建物は本殿・幣殿は彩色、拝殿は素木となっており、このほかにも細部に相違がみられる。このことから、この絵図は建物の設計図ではなく、完成予想を示した事前の計画図と考えられる。

○（附）棟札 4 枚

境内建物の造営に関する棟札である。

- ・棟札 1 宝暦 7（1757）年 本殿 （1 枚）
記「八幡宮本社並地形礎石石階建立」
総高 1390mm、肩高 1376mm、上幅 248mm、下幅 236mm、厚 12mm
- ・棟札 2 天明 2（1872）年 鐘楼棟札 1 （1 枚）
記「御棟札大棟梁當邑住人小曾金左衛門秀耀」
総高 727mm、肩高 717mm、幅 235mm、厚 18mm
- ・棟札 3 天明 4（1874）年 鐘楼棟札 2 （1 枚）
記「奉新造立鐘樓堂一字」
総高 847mm、上幅 158mm、下幅 148mm、厚 17mm
- ・棟札 4 享和元（1801）年 天満宮社殿棟札 （1 枚）
記「新堂奉葺 御本地堂」
総高 323mm、上幅 267mm、下幅 269mm、厚 27mm

3) 指定理由

- ①八幡八幡宮では、17 世紀後半～19 世紀前期頃の建造物 9 棟が一体的に保存され、高い価値を有している。神社建築装飾化の過程を示すものとしても、学術的に大変貴重である。
- ②本殿・幣殿は、県内の神社本殿建築における装飾化の一過程を示し、重要である。また、本殿は同時期の県内本殿建築と比較して大型である。
- ③本殿・幣殿・拝殿が一体となった権現造で、割拝殿の形式を採る事例は県内に類例をみない。
- ④神楽殿は建造年代の明確な神楽殿として貴重であり、県内でも古い段階の建築である。
- ⑤鐘楼・神門・境内社天満宮社殿は、近世における神仏習合の様相を色濃く残している。
- ⑥随神門は 18 世紀前期の貴重な門建築であるほか、中央間部分については 16 世紀まで遡る可能性がある。
- ⑦境内社東照宮本殿・境内社東照宮本殿・境内社日枝神社本殿は、それぞれ造営年代や建築様式を違えており、境内建物群の段階的な整備状況を反映している。
- ⑧附とする宮殿は、境内社天満宮社殿と一体で造営されたものである。
- ⑨附とする八幡宮社頭造営之図は、完成予想を示した計画図として貴重である。
- ⑩附とする棟札の記載から、本殿等の建物の造立年代、関係した工匠等が判明している。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第7号の(3)(4)に該当する。

第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

(3) 歴史的価値の高いもの

(4) 学術的価値の高いもの



拝殿 正面（南から）



拝殿 側面（南西から）



拝殿内部 御番所側（東から）



拝殿内部 御祓い所側（西から）



拝殿 繫虹梁（西から）



本殿・幣殿 側面（東から）



幣殿内部装飾



本殿 側面（北西から）



本殿・幣殿 外面装飾（南西から）



本殿 身舎正面装飾



神楽殿 正面（北から）



神楽殿 側面（北西から）



鐘楼 正面（南から）



鐘楼 側面（北西から）



神門 正面（南から）



神門 正面（南東から）



随神門 正面（南から）



随神門 側面（南東から）



境内社 天満宮社殿 正面（西から）



境内社 天満宮社殿 側面（南西から）



境内社 東照宮本殿 正面 (南から)



境内社 東照宮本殿 側面 (南西から)



境内社 地主稲荷神社本殿 側面（南から）



境内社 地主稲荷神社本殿 正面装飾（南西から）



境内社 日枝神社本殿 正面（南から）



境内社 日枝神社本殿 側面（南西から）



附 宮殿 正面 (境内社 天満宮社殿の内部に安置)



附 八幡宮社頭造営之図



附 棟札 1 本殿棟札
宝暦 7 (1757) 年



附 棟札 2 鐘楼棟札 1
天明 2 (1872) 年



附 棟札 3 鐘楼棟札 2
天明 4 (1874) 年



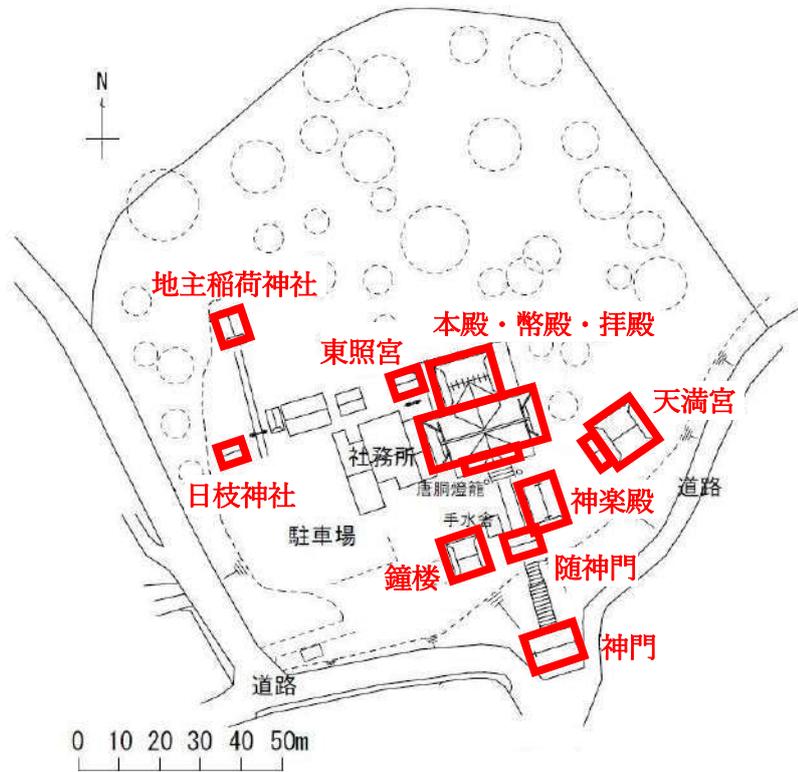
附 棟札 4 天満宮棟札
享和元年 (1801)



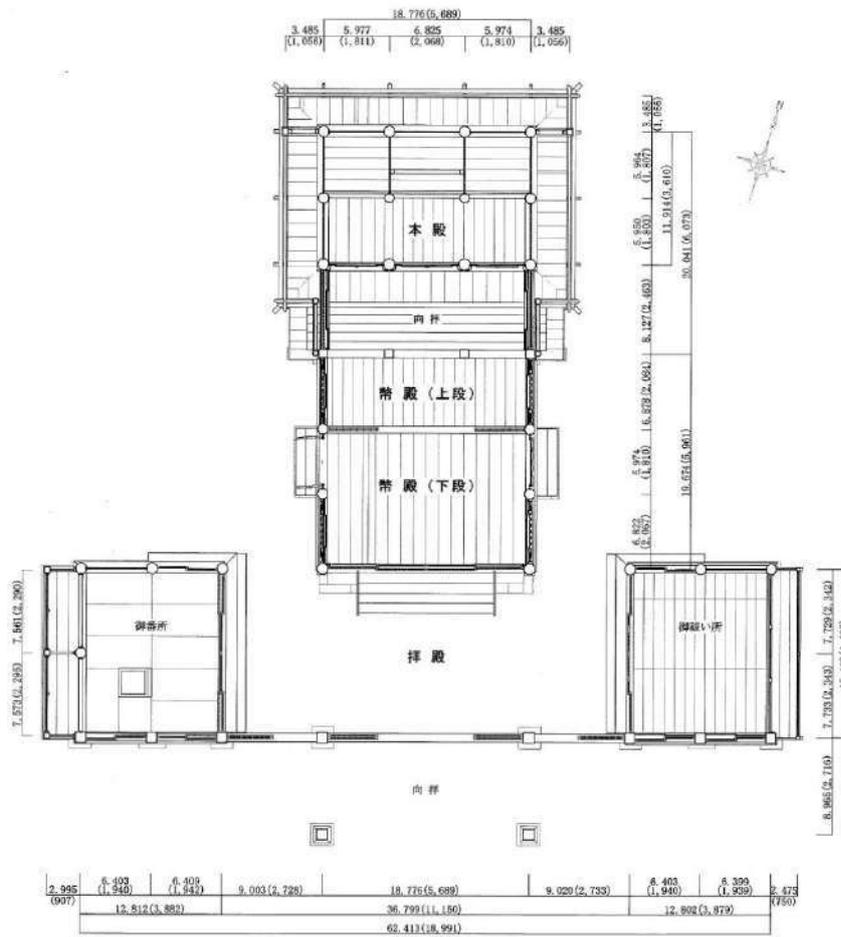
八幡八幡宮 境内建物群 遠景



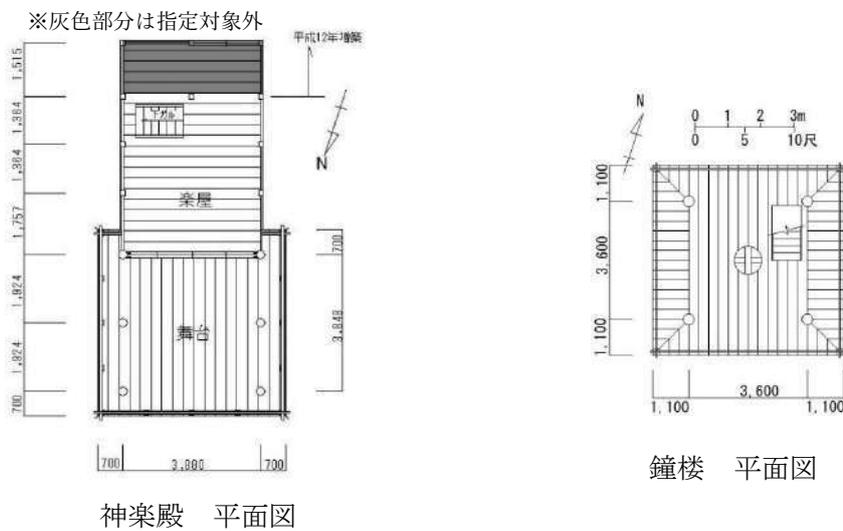
八幡八幡宮 位置図



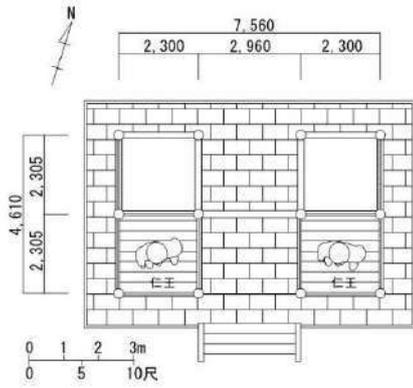
八幡八幡宮 境内図



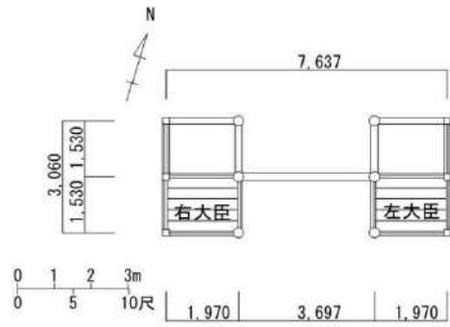
本殿・幣殿・拜殿 平面図



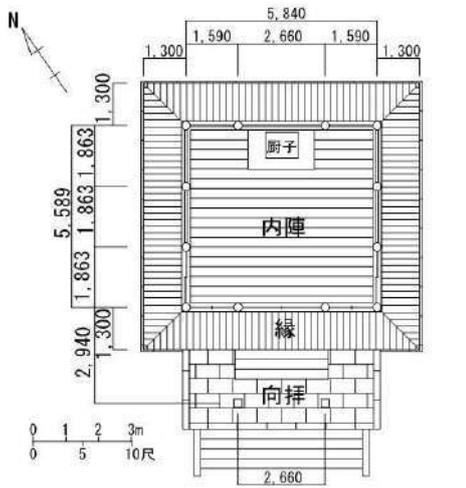
神楽殿 平面図



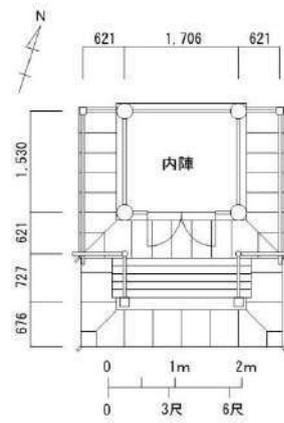
神門 平面図



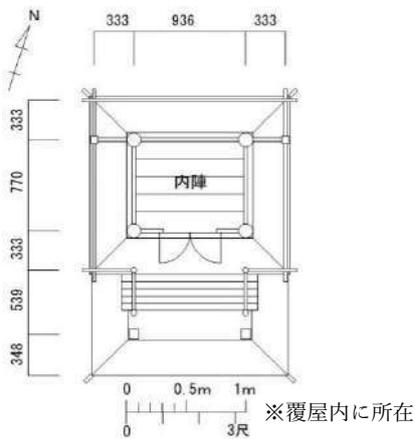
随神門 平面図



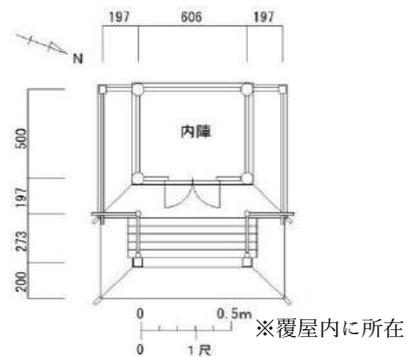
境内社 天満宮社殿 平面図



境内社 東照宮本殿 平面図



境内社 地主稻荷神社本殿 平面図



境内社 日枝神社本殿 平面図

名称及び 員数	後閑家文書 5821点
所在場所	安中市ふるさと学習館 収蔵庫(安中市上間仁田951)
所有者	個人
<p>概 要</p> <p>1)由来及び沿革</p> <p>碓氷関所は、江戸に通じる五街道の一つである中山道に配備され、関東への「入り鉄砲と出女」を監視した。上野国には全国最多の14の関所が配備されたが、東海道の箱根関所・新居関所、中山道の木曾福島関所に並んで、碓氷関所は江戸幕府が最も重要視した関所のひとつとして知られている。</p> <p>碓氷関所の管理と運営は、10名ほどの関所役人により行われていた。最高責任者である番頭、その補佐役の平番、関所の実務を担う同心、西門番などである。これらの役職者のうち、番頭と平番は安中藩士が務め、同心と西門番は幕府によって召し抱えられた役人であった。</p> <p>後閑家は、新田岩松氏の一族といわれ、戦国期には碓氷郡の国衆として武田・北条氏に仕えた。その後は井伊氏に仕官し、元和9(1623)年に碓氷関所が創設されると、幕府直臣の同心として採用されたことが、同家の由緒書に記されている。以降、碓氷関所の同心として、関所構内の同心長屋に定住し、定附と呼ばれて近世を通じて代々関所の実務を担当した。このような経緯から、同家伝来文書の大部分が碓氷関所関係史料となっており、交通史や関所研究に利活用されてきた。</p> <p>2)内容</p> <p>後閑家文書は、碓氷関所定附同心であった後閑家に伝わる、戦国末から近現代に至る総数約6000点に及ぶ文書群である。その大半が江戸時代の古文書であり、さらにその8割以上が碓氷関所関係史料で占められていることが、本文書群の最大の特徴である。</p> <p>碓氷関所関係史料は、約4000点に及び、関所役人、関所通行、勤番規定、関所建造物、関所日記・記録に区分され、碓氷関所の創設から関所番由緒、通行改め規定・日記、通行手形、建物普請、御用留、堂峯番所日記など、碓氷関所や遠見の番所である堂峯番所等の全体像を解明する上で、欠かすことができない貴重な文書で構成されている。</p> <p>近世中期以降の関所手形は、総数3000点に及び、女性の通行手形をはじめ、武家・公家・寺社から町人・百姓に至るまで、様々な身分の人々の往来の実態をうかがい知ることができる。また、幕府目付等から安中藩や同心に宛てた寛永期の「御下知十ヶ条写」は、草創期の碓氷関所の性格や存在意義を検証することができる史料である。さらに、伝来文書の中には、中山道の脇往還にあたる信州街道の大戸・狩宿関所の創設にかかる記録等もある。</p> <p>3)種類と数量</p> <p>古文書等 5821点</p> <p>4)指定理由</p> <p>後閑家文書は、関所同心の家に伝わった、関所役人の職務・生活に関わる質量ともに豊富な碓氷関所関係史料群で、幕府が最も重要視した関所の一つである中山道碓氷関所の成立から廃止までを見通すことができる。近世関所の特質や構造・機能等を総合的に把握するために欠かせない史料群であるとともに、群馬県の交通史において貴重なものであり、指定するに十分な歴史的意義を持っている史料群である。</p> <p>[指定基準]</p> <p>群馬県指定重要文化財の指定基準 第6歴史資料の部(3)に該当する。</p> <p>(3) 群馬県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの</p>	

「後閑家文書」の調査状況・特徴について

1 調査・活用履歴

- ①昭和 26 年(1954)6 月、郷土史家本多夏彦氏及び群馬大学史学教室の調査により、『後閑周之介家古文書目録』(ガリ版刷り、松井田町教育委員会)が作成された。
- ②「昭和 47 年(1972)夏、駒沢大学歴史学科課外ゼミ・近世交通史研究会(顧問:丸山雍成)が長期にわたる本格的な史料調査及び整理・分類作業等を実施し、駒沢大学近世交通史研究会編『中山道碓氷関所史料の所在・分類目録―群馬県碓氷郡松井田町横川・後閑周之介氏所蔵文書―』(九州大学文学部助教授丸山雍成校訂、昭和 49 年(1974)3 月発行、以下、『所在・分類目録』と記す)を作成。各文書を目録順に保存封筒に入れて 6 つの茶箱と木箱に収納された。
- ③昭和 52 年(1977)5 月 15 日・7 月 26 日、群馬県史編さん室近世部会が県史編さん事業の一環として、駒沢大学作成の『分類目録』を基に後閑家文書(碓氷関所史料館展示分を含む)の調査を実施。一部古文書の写真撮影を行うとともに、『群馬県近世史料所在目録 8(松井田町)』(群馬県教育委員会、昭和 54 年(1979)7 月発行)に収録された。
- ④平成 11 年(1999)4 月～8 月、群馬県立文書館が上野国(現在の群馬県)の関所関係史料のマイクロ収集を目的として、後閑家文書を借用してマイクロ写真フィルム(35mm・ロールフィルム、55 リール)に撮影して返却。併せて、紙焼き複製本(B5 版、185 ページ)を作製して文書館内で閲覧公開中(点数 5711点)。
- ⑤平成 23 年 12 月 2 日～平成 24 年 3 月 4 日まで開催の安中市学習の森ふるさと学習館第 11 回企画展として『ふるさとの至宝』展が開催される。その図録の中に安中市文化財調査員佐藤義一氏(当時、故人)が「碓氷関所と後閑周之介文書」を執筆、平成 24 年 1 月 15 日にふるさと学習館で講演会を行う。
- ⑥令和 2 年 9 月 29 日、安中市教育委員会文化財保護課文化財活用係(当時)が、松井田町横川の後閑家から「後閑家文書」を引き取り安中市学習の森ふるさと学習館に移送した。同年 10 月～11 月に碓氷関所保存会に委託して同文書の整理を実施。市より調査の依頼を受けた前群馬県立文書館館長岡田昭二氏が、同文書の概要(以下「後閑家文書概要」)を作成。令和 3 年 2 月 24 日開催の安中市文化財調査委員会議で市指定重要文化財の答申を受け、同年 3 月 26 日開催の 3 月定例教育委員会で安中市指定重要文化財に指定された。
- ⑦碓氷関所設置 400 年を記念して、安中市学習の森ふるさと学習館第 24 回企画展として「碓氷関所」が、令和 5 年 10 月 21 日から令和 6 年 2 月 19 日まで開催された。主として、安中市指定重要文化財「後閑家文書」の中から史料が展示された。本企画展の展示図録には、前橋市文化財調査員及び安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会委員である岡田昭二氏による「近世上州の関所とその役割―中山道碓氷関所を中心に―」が掲載されている。同氏による講演会が、令和 5 年 12 月 16 日にふるさと学習館で行われた。

2 後閑家について(「後閑家文書概要」から)

後閑家は新田一族と云われ、戦国時代には碓氷郡の国衆として後閑城を拠点にして甲斐国の武田氏や小田原北条氏に仕えたが、小田原北条氏の没落後は井伊氏に仕官したと云う。後閑家の由緒書によれば、碓氷関所の設置に伴い、江戸幕府直臣の定附同心として採用され、以後、安中藩から派遣された番頭、平番の下で、実務を担当する関所役人として明治 2

年(1869)に碓氷関所が廃止されるまで定附同心として務めた。したがって後閑家伝来文書の大部分は中山道の碓氷関所関係史料が大半を占めることになった。

3 文書の概要と特徴(「後閑家文書概要」から)

「後閑家文書」は、戦国時代末から明治時代末に至る総数約 6000 点に及ぶ文書群である。『所在・分類目録』では、この文書群を、9つの大分類(A法制・政治、B土地、C人馬継立・休泊、D貢租・宿財政、E関所、F経済、G林野、H学問・教育・文芸、I庶民生活)に分類し、各々を中分類・小分類に区分して、年代順に整理されている。なお、「E関所」では小分類「I関所役人ーb身分関係」や「II関所通行・勤番規定ーC通行手形」などでは細分類を行っている。

「後閑家文書」を年代的に見ると、江戸時代の史料が大半を占める。しかも、その8割以上が中山道の碓氷関所関係史料であることが「後閑家文書」の特徴である。江戸時代の上野国には14カ所の関所が置かれたが、なかでも碓氷関所は、同じ中山道の木曾福島関所及び東海道の箱根関所・新居関所と並んで江戸幕府が最も重視したことで知られる。その碓氷関所の事務を担当したのが定附同心7家で、後閑家もその一つだった。

碓氷関所の関連として大分類「E碓氷関所」の中分類の内容についてみると、「I関所役人、II関所通行・勤番規定、III関所建造物、IV関所日記・記録」に区分され、碓氷関所の創設から同心家譜・系譜、通行改め規定、通行手形、建物普請、御用留、堂峰勤番日記など、碓氷関所や堂峰番所等の全体像を解明する上では欠かすことができない史料である。また、関所通行手形は、女性の通行手形をはじめ、武家・公家・寺社から百姓・町人に至るまで、様々な身分の人々の通行の実態を窺い知ることができる。また、鉄砲手形や鉄砲通行証も保管され、当時の鉄砲の取り扱いについて窺い知ることができる。寛永8年(1681)に江戸幕府目付から安中藩や定附同心にあてた「御下知十ヶ条写」(E関所ーI関所役人ーb.身分関係)は、草創期の碓氷関所の性格や存在意義等を検証することができる。さらに伝来文書中には中山道の脇街道にあたる信州街道の大戸・借宿関所の創設に関わる史料もある(ただし、同時代史料ではなく後世の史料。)

「後閑家文書」は、上野国内の関所のみならず、近世関所の特質や構造・機能等を総合的に研究する上で不可欠な基礎史料であり、その利用価値は非常に高い文書群であると想われる。

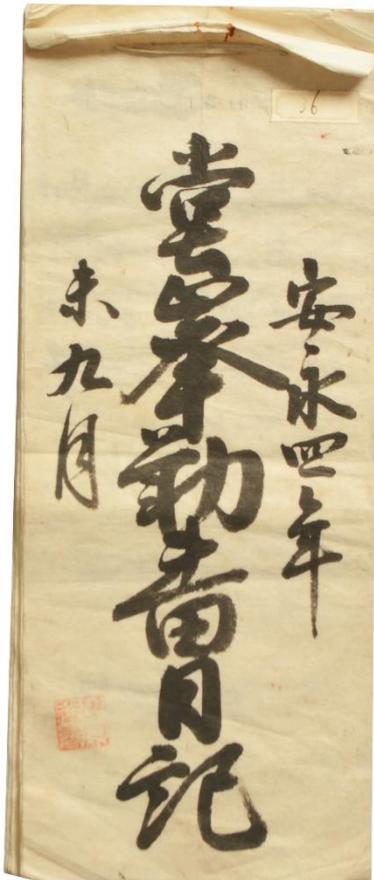
現況写真(安中市提供)



「録冊 巻ノ一」:関所役人の記録。関所設立経緯が記されている。



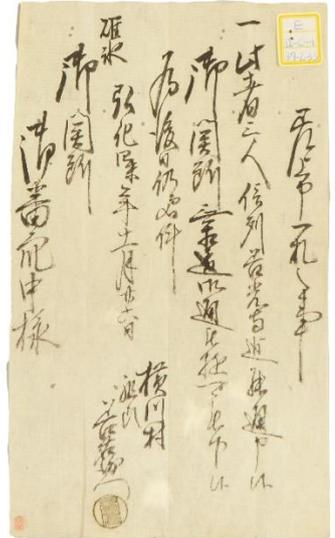
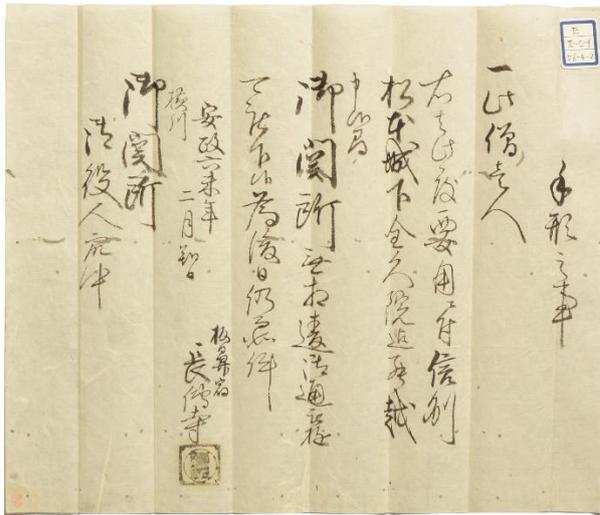
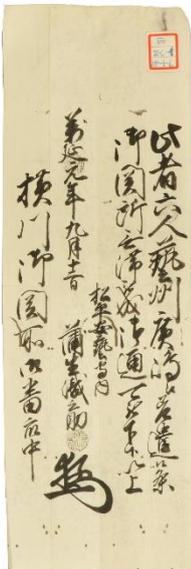
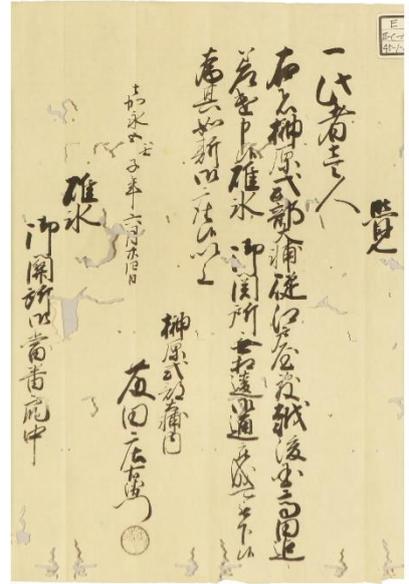
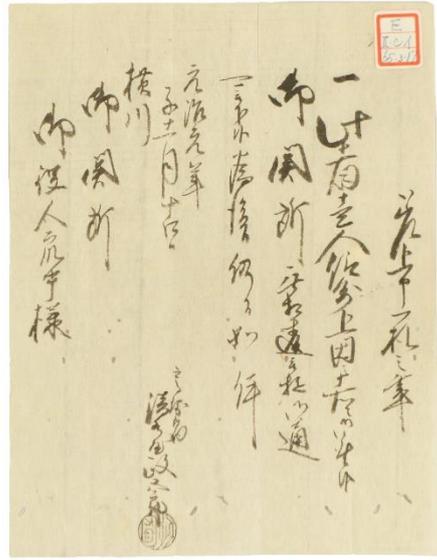
明治二巳年「御関所御廃止留」: 関所廃止の意経緯が記された記録。



「堂峯勤番日記」

「堂峯番所図面」

遠見の番所(関所の補助機関)である堂峰番所に関する業務日記、絵図等の史料。



「通行手形」: 史料群の大多数を通行手形が占める。多様な身分の通行者を確認できる。



「写真資料」: 明治期の関所を映した写真も残されている。

令和5年度 群馬県指定文化財候補		指定種別	重要無形民俗文化財
名称	春日神社太々神楽の蚕の舞 (かすがじんじゃだいだいかぐらのかいこのまい)		
所在地	前橋市上佐鳥町368-1		
保存団体	春日神社太々神楽保存会		
<p>概要</p> <p>1)由来及び沿革</p> <p>春日神社太々神楽は、明治の中頃に産泰神社から伝えられたとされ、以来今日まで地元上佐鳥の人々によって演じられている。その演目の1つである「蚕の舞」は、産泰神社の神楽にはなく、「養蚕の舞」を有する渋川市下南室の赤城神社系統の神楽との関係も伝えられる。「蚕の舞」では、餅やザル、桑つみ籠、掃立ての羽根、箸などの蚕具が「投げもの」として観客に投げられ、この蚕具を拾ってその年の養蚕に用いると蚕が当たるといわれていた。現在は餅や蚕具に替わって菓子が撒かれている。以前は5月初旬の八十八夜の春日神社例大祭で奉納されてきたが、現在は5月3日が祭日となって奉納される。</p> <p>2)演目内容</p> <p>「蚕の舞」は、実際に養蚕で用いられた蚕籠や掃立て羽根、桑切り鎌、桑くれザルなどの用具を使いながら「掃立て」「採桑」「給桑」などの養蚕過程を、2人の火男（下男）と夫婦が登場し表現する興舞である。</p> <p>まず、蚕の籠をさげ、扇を持った2人の火男（下男）が大げさな身振りで登場し、神前で深々と一礼して蚕籠を舞殿の中央に置く。そこに主人と桑くれザルを持った女房が登場し、神前にぬかずいた後、掃立て羽根で蚕を種紙から蚕籠に掃き下ろす「掃立て」の所作、続いて箸を使って蚕を蚕座の上に広げる所作が行われる。火男たちは、神楽殿の柱に結わえてある本物の桑の枝を桑切り鎌で切る「採桑」を行う。桑を切る間、火男たちは間違っ足先を切って大騒ぎをしたり、落雷にあって仰天したり、切った桑を背負うのに柱ごと結わえてしまったりなど、こっけいな仕草を演じ、観客をわかせる。桑を中央に運ぶと、桑の葉を枝からもいで桑くれザルに入れ、蚕籠に桑を与える「給桑」が行われる。その後、蚕が成長し熟蚕となったことが表現され、「上簇祝い」の酒宴へと続く。主人と女房が神前に一礼して退場した後、火男2人は徳利が空になるまで飲んでから、背負い籠に入れた菓子を観客に撒く。撒き終わると神前で拍手を打って大げさに一礼して蚕籠を持って退場する。</p> <p>技芸は、舞子4名（主人1名、女房1名、火男2名）、囃子方3名（笛1名、締太鼓1名、大胴1名）の計7名で担当する。</p> <p>3)実施日 5月3日</p> <p>4)指定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> かつて本県の基幹産業であった「養蚕」の習俗を反映させた「掃立て」「採桑」「給桑」などの養蚕過程が丁寧に表現されている貴重な民俗芸能であり、地元上佐鳥の春日神社太々神楽保存会によって今日まで継承・堅持されてきている。 <p>[指定基準]</p> <p>群馬県指定重要無形民俗文化財の指定基準 2「民俗芸能」 (3)「地域的特色を示すもの」に該当。</p>			

〈位置図〉



〈写真〉



蚕籠の設置



主人（種紙）女房（桑くれかご）の登場



蚕座紙を広げる



「掃き立て」



蚕箸で蚕を広げる



桑伐り



桑の運搬



桑こき



「給桑」



「上蔭」



投げもの



上蔭祝い